

請求人は、タクシーのチケット使用については、政務調査に関わる調査目的、乗車・降車地の記載が全くないものが多数ある旨を主張している。

このため、タクシーチケットに係る請求書を確認したところ、乗降地及び調査目的の記載はなかった。

木山議員への調査の結果、乗降地及び調査目的ともに、記憶にないとの回答があった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

乗降地及び調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(ア)で述べたとおりである。

(ハ) 山田議員のタクシー領収書について

請求人は、タクシー領収書に乗降地及び調査目的が明記されていない領収書が多数ある旨を主張している。

請求人が具体的な領収書を示さなかったため、監査委員において、領収書を調査したところ、乗降地及び調査目的が記載されていないものを108件確認した。

また、平成20年8月下旬以降については、乗降地及び調査目的が記載されていることを確認した。

乗降地及び調査目的が記載されていないものについて、山田議員への調査の結果、山田議員は乗降地及び調査目的を記載した手帳を紛失し、乗降地及び調査目的を回答することができないとの回答があった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

乗降地及び調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(ア)で述べたとおりである。

なお、同手帳は政務調査費支出の証拠になるもので、適切に管理されるべきところであり、その紛失は誠に遺憾である。

(ニ) 熊本議員のガソリン代について

請求人は、同一日の給油や使用量が多く、議員専用車か家族の車なのかを明記し、登録番号を記入すべきである旨を主張している。

熊本議員への調査の結果、政務調査目的で利用した車は1台で、同車両を議員専用車としているまた、1日に2回給油した8日分（平成20年4月7日、同月18日、7月15日、同月25日、8月25日、10月13日、11月15日、12月24日）について、

誤って家族の車に係るガソリン代の領収書を提出したとの回答があった。

上記8日を含めた20日分の熊本議員の家族の車で使用したガソリン代36,049円とこれに対する年5%の遅延利息が平成22年5月21日付けでひろしま政和クラブから広島市に返還されたため、監査の対象外とした。

(ホ) 橋本議員のタクシー領収書について

請求人は、5月14日発行の34,780円、12月26日発行の8,060円のタクシー領収書にいずれも乗降地と調査目的が明記されておらず、1回の支出として高額である旨を主張している。

橋本議員への調査の結果、5月14日発行の領収書の乗車日数は9日、乗車回数は15回、主な乗降地は戸坂、八丁堀、市役所等、また、主な調査目的は市職員との調査等で、1回のタクシー料金の最高額は2,940円であるとの回答があった。

また、12月26日発行の領収書の乗車日数は4日、乗車回数は4回、主な乗降地は戸坂等で、主な調査目的は市政研究会等で、1回のタクシー料金の最高額は2,540円であるとの回答があった。

当該タクシー領収書の金額は複数回のタクシーの使用をまとめて支払ったものであり、タクシーの使用は乗降地及び調査目的から政務調査と関係があると認められることから、当該タクシー代の支出は、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

(ヘ) 種清議員のタクシーの使用について

請求人は、6月11日に振り込まれたタクシー代の19,360円の振込受付書について、乗降地と調査目的が記載されていない。しかも1回の支出として高額である旨を主張している。

種清議員への調査の結果、6月11日の振込受付書の乗車日数は8日、乗車回数は10回、主な乗降地は古市、緑井、安東等で、主な調査目的は情報収集で、1回のタクシー料金の最高額は3,530円であるとの回答があった。

振込受付書の金額は複数回のタクシーの使用をまとめて支払ったものであり、その使用は乗降地及び調査目的から政務調査と関係があると認められることから、当該タクシー代の支出は、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

(コ) 佐々木議員のタクシーの使用について

請求人は、6月5日に振り込みした13,310円、6月11日に振り込みした13,510円のタクシー代の利用明細書について、いずれも乗降地と調査目的が明記されていない旨を主張している。

会派から提出された証拠書類の調査の結果、6月5日の利用明細書の乗車日数は2日、乗車回数は4回、

乗降地は市内で、1回のタクシー料金の最高額は6,620円であることを確認した。

また、6月11日の利用明細書の乗車日数は10日、乗車回数は10回、主な乗降地は愛宕等で、1回のタクシー料金の最高額は1,660円であることを確認した。

次に、佐々木議員への調査の結果、6月5日及び6月11日ともに、調査目的については、以前のことで記憶にないとの回答があった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(ア)で述べたとおりである。

イ 資料購入費

(ア) 平野議員の図書購入について

請求人は、9月24日購入2,363円、9月27日購入5,250円の領収書に図書名が記載されていない旨を主張している。

平野議員への調査の結果、9月24日に2,363円で購入した図書名は「55歳からの一番楽しい人生の見つけ方」、「美の壺備前焼」で、9月27日に購入した5,250円の図書名は「エネルギー（上）」、「エネルギー（下）」「私の第七艦隊」であるとの回答があった。

政務調査費で購入できる図書等の考え方については、(3)で記したとおりである。

当該図書の購入については、その名称からして個人的な趣味、興味の範囲に属していることが明らかであるとはいえないものであり、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

(イ) 橋本議員の図書購入について

請求人は、図書一式42,000円は具体的な図書名が明記されていない旨を主張している。

橋本議員への調査の結果、図書一式は、以下の11冊の図書であるとの回答があった。

「地方自治六法」(2,800円)、「現代用語の基礎知識」(3,000円)、「現代の世界」(5,000円)、「国民経済計算年報」(4,500円)、「広島県統計年鑑19年版」(4,000円)、「世界国勢図鑑」(2,700円)、「地価公示」(4,400円)、「公務員の勤務時間休暇法詳解」(6,400円)、「からだと心の医学辞典」(3,500円)、「生涯学習・社会教育行政必携」(4,500円)、「認知症」(1,200円)

なお、上記と同じく、政務調査費で購入できる図書等の考え方については、(3)で記したとおりである。

当該図書の購入については、その名称からして個人的な趣味興味の範囲に属していることが明らかであるとはいえないものであり、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

ウ 資料作成費

確井議員の資料作成費について

請求人は、資料作成費77,595円の内容が明記されておらず、しかも請求書で印紙付き領収書ではない旨を主張している。

請求書を確認したところ、領収書は添付されていなかったが、マニュアルで領収書に代えることができるとされている銀行の振込金受取書が添付されていた。会派から提出された証拠書類を調査した結果、作成された資料は、うすい法明レポート夏季号(72,135円)、名刺300枚(5,460円)であることを確認した。

また、確井議員への調査の結果、当該うすい法明レポート夏季号は市政報告書であるとの回答があった。

当該資料作成費については、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

2 請求人が例示しなかった事項について

市議会各会派の支出で、事務所費、研究研修費、資料購入費、情報収集・広聴費の4項目と領収書の取扱いのうち、前記1を除いたものについて、マニュアルに示された不適切な事例を中心に確認を行った。

マニュアルに基づき、領収証書等について、調査を行った結果、129件が使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認められた。

(1) 交際費又は個人的な支出

年会費や各種会合等の参加費については、政務調査活動に関連しない研究会又は研修会等に参加するためのものであれば、政務調査費から支出することはできない。

このため、政務調査費とは関係ない議員としての交際費又は個人的な支出があるかについて、監査を行った。

その結果、以下について使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めた。

ア 広島豊平会平成20年度総会費

広島豊平会は、旧豊平町から広島市に出て生活をしている市民の会である。

このため、会の構成員は旧豊平町出身者であり、佐々木議員の入会も個人の立場として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項目	内容	返還金額
ひろしま政和クラブ	佐々木議員	情報収集・広聴費	広島豊平会平成20年度総会費	10,000円

イ マツダOB会研修旅行代

マツダOB会研修旅行は、マツダOBの方のための研

修である。

このため、会の構成員はマツダ出身者であり、酒入議員の入会も個人の立場として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項目	内容	返還金額
市民連合	酒入議員	情報収集・広聴費	マツダOB会研修旅行代	5,000円

ウ 河原町内会20年度町内会費

河原町町内会費は、事務所がその町内に所在しているため支払われたもので、事務所の代表者である竹田議員が地域住民として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項目	内容	返還金額
市民市政クラブ	竹田議員	事務所費	河原町内会20年度町内会費	1,600円

エ 修経会年会費

修経会は、広島修道大学のOB会である。

会の構成員は、広島修道大学出身者であり、今田議員の入会も個人の立場として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項目	内容	返還金額
爽志会	今田議員	研究研修費	修経会年会費	9,105円

(2) 政党活動経費

対象となる経費は、党費、党大会参加費、政党の広報紙等の印刷及び発送に要する経費等であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(3) 選挙活動経費

対象となる経費は、選挙運動及び選挙活動、選挙ビラ等の作成・発送、選挙活動に係る事務経費等であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(4) 後援会活動経費

対象となる経費は、後援会活動に係る経費、後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費、後援会活動に係る事務所経費等であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、以下のとおり、払込人名義が後援会名義となっている払込票兼領収証のガス代が、政務調査費で請求されており、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めた。

会派名	議員名	項目	内容	返還金額
自由民主党 新政クラブ	柳坪議員	事務所費	ガス代 8月分・12月分	1,949円

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食代金等

第6の1(2)で述べたとおり、飲食代を含む会議への出席費用については、議員が調査研究のための意見交換・情報交換等を目的として会議に参加する場合、飲食の機会が調査研究活動としての会議と一体性がある場合（懇親会が会議や研修会に連続している場合など）には、金銭的に社会通念上相当と認められる範囲内で政務調査費の対象経費となるものである。

議員が招かれて出席するような地域・職域団体等の飲食を伴う会合は、通常は懇親・飲食を主たる目的とする会合である。こうした会合への出席費用は原則として議員の交際費又は個人的な支出で賄うべきであり、会合の目的が市政に直接又は密接に関わる事項を協議するためであることがあらかじめ明確になっていて、議員がそうした協議に参加する目的で会合に出席した場合でない限り、政務調査費からの支出は認めるべきではない。

今回の監査では監査期間の制約もあることから、議員として招かれて出席するような地域・職域団体等の飲食を伴う会合で領収書の金額が5,000円以上のものについて、会合の目的が市政に直接又は密接に関わる事項を協議するためであることが監査期間内に明らかにならなかった会合の出席費用は、政務調査費としては使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いたものであると判断した。

会派名	議員名	項目	内容	件数	返還金額
自由民主党 新政クラブ	谷口議員	研究研修費	在日本大韓民国国民団広島県地方本部 駐広島大韓民国総領事館総領事歓迎会費	1件	7,000円
			広島県日韓親善協会 領事送別会費	1件	6,000円
			広島ユネスコ協会 大韓民国UNESCO大邸協会・広島ユネスコ協会姉妹協会協定調印式並びに訪問団歓迎出席会費	1件	5,000円
			戸坂城山学区体育協会	2件	10,000円
			東浄学区体育協会	1件	5,000円

ひろしま 政和クラ ブ	橋本議員	情報収 集・広 聴費	東浄学区社会福祉 協議会	2件	20,000円
			利用団体連絡会 会費	1件	5,000円
			戸坂連合社会福祉 協議会 ・市政懇談会 ・会費	2件	15,000円
			東区地域女性団体 連合会 会費	1件	5,000円
			戸坂学区体育協会 協会員との市政 懇談会	2件	10,000円
			戸坂城山学区社会 福祉協議会	2件	10,000円
			戸坂学区社会福祉 協議会 会費	4件	20,000円
			社会福祉法人桜が 丘学園・桜ヶ丘愛 育園	2件	10,000円
			くるめ木町内会 市政についての 意見交換会	1件	5,000円
	中本議員	情報収 集・広 聴費	松原町々内会 ・駅周辺・道路交 通対策会議 ・愛友市場の今後 と新球場へのア クセスについて	2件	10,000円
			荒神学区子ども会 育成協議会 荒神学区子供の 環境を考える会	1件	5,000円
			社団法人広島市食 品衛生協会 食の安全危機対 策会議	1件	10,000円
			中央新天地振興会 中央新天地町づ くり協議会会費	1件	5,000円
			広島市喫茶飲食生 活衛生同業組合 第22回ふれあ いの会	1件	5,000円
ひろしま 政和クラ ブ	中本議員	情報収 集・広 聴費	広信広島駅前・大 州経友会 ・広島駅前整備に ついて ・不況下の駅前周 辺整備についての 勉強会	2件	12,000円
			広島県喫茶環境衛 生同業組合婦人部 食の安心・安全 について	1件	5,000円
			荒神地区社会福祉 協議会 ・街づくり推進会 議 ・駅周辺と大州地 区の連携につい ての協議会 ・新球場の整備ボ ランティアにつ いて	3件	15,000円
			広島市間屋街本通 会 ・猿候橋復元につ いて ・猿候橋復元とセ ンシティひろ しま今後につ いての会	2件	10,000円
			広島駅周辺防犯団 体連合会 ・荒神陸橋の交差 点改良につい ての協議 ・荒神交差点信号 機についての協 議会	2件	10,000円
			社団法人広島県洋 菓子協会 食の安心安全に ついて協議	1件	5,000円
			広島県すし商生活 衛生同業組合 ・食品衛生の普及 ・啓発につい て ・食の安心・安全 について	2件	10,000円
			いづみ会（老人会） 平成20年度い づみ会 会費	1件	5,000円

ひろしま 政和クラ ブ	佐々木議 員	情報収 集・広 聴費	尾長学区体育協会 ・企画情報会議 ・第2回企画情報 会議 ・会費	4件	40,000円
			全国自衛隊父兄会 広島県支部連合会 平成20年度定 期総会会費	1件	7,000円
			広島県飲食業生活 衛生同業組合 総代会懇親会費	1件	10,000円
			矢賀学区社会福祉 協議会 区長を囲む会の 会費	1件	10,000円
			中山学区老人クラ ブ連合会 喜楽会サロン会 費	1件	10,000円
			東蟹屋町西部町内 会 政務調査	1件	10,000円
			尾長地区社会福祉 協議会 不況等福祉行政 についての会議	1件	10,000円
			矢賀町連合町内会 矢賀町内会との 意見交換の会	1件	10,000円
			建労広島支部東地 区 会費	1件	10,000円
			市民連合	酒入議員	研究研 修費
広島地区同盟 ・研修会費 ・研修会参加費 ・広島地区同盟一 日同盟 会費	3件	20,000円			
森本議員	研究研 修費	安佐地区同盟 安佐地区同盟一 日同盟 会費		1件	5,000円

市民市政 クラブ	八條議員	研究研 修費	安佐南区PTA連 合会 安佐南区PTA 連合会懇親会会 費	1件	6,000円
	元田議員	研究研 修費	皆実町四丁目寿楽 会 ・会議費 ・会費	2件	10,000円
			上東雲町町内会 会議費、会費	3件	15,000円
			西旭町町内会 会費	2件	10,000円
			広島市ゲートボー ル連合 会議費	1件	10,000円
			宇品東女性会 会議費、会費	2件	10,000円
			東宇品ソフトボー ル部 会費	1件	10,000円
			宇品東体協 ソフトボール部 会費	1件	10,000円
			宇品東学区体育協 会 会議費	1件	5,000円
			皆実学区体育協会 会議費	1件	10,000円
			広島県日韓親善協 会 08年会員忘年 のタペ 懇親会費	1件	5,000円
			東霞シニアクラブ 会費	1件	5,000円
			財団法人広島市ス ポーツ協会 ひろしまスポー ツマン平成21 年新春のつどい の会費	1件	7,000円
			広島内装表具協同 組合 会費	1件	10,000円